

福島県下郷町 地域おこし協力隊インターン募集要領

下郷町は、福島県会津地方の南部に位置し、周囲を那須山系などの山々に囲まれ、町のほぼ中央を南西から北東に阿賀川（大川）が貫流し、国指定天然記念物「塔のへつり」に代表される雄大な溪谷が形成されています。また、四季折々の豊かな自然に恵まれ、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「大内宿」など歴史と文化の薫るまちでもあります。

しかしながら、全国の中山間地域同様、人口減少と過疎化が進み、地域活動や産業の後継者不足が大きな課題となっています。このような中、全国から意欲と情熱あふれる人材を受け入れ、定住及び定着を図り、もって地域力の向上及び地域の活性化に資するため、以下のとおり「地域おこし協力隊インターン」を募集します。

なお、インターン期間終了後は、町との協議・選考を経て地域おこし協力隊として活動を行っていただくことを予定しています。

【地域おこし協力隊インターン】

1. 募集人員

1名

2. 地域おこしインターン採用予定

令和7年4月以降

3. インターン期間

最長3か月間

4. 活動地域

福島県南会津郡下郷町内

5. 業務内容

以下の（1）から（5）までのいずれかを選択していただきます。

（1）新規就農担い手（クラインガルテン下郷の管理運営事業含む。）

新規就農に向けた研修期間として、クラインガルテン下郷における施設管理業務（除草、農園の管理など）や地域協力活動を行っていただき、地域農業を支え発展させるため、新たな担い手として新規就農を目指します。

【活動例】

クラインガルテン下郷では、管理人が1人で行っている施設管理業務（除草、農園の管理など）の補助に加え、主に農業を通じた町民との交流に向けた各種イベントを企画立案します。地域協力活動としては、自らの農業技術の習得に向け、町内農家等の指導を受けるとともに、農作業の手伝い、農業体験の企画、町内農産物の魅力発信、遊休農地の再生利用を行います。これらの経験から自分にあった就農形態や営農モデルを選んでいき、将来的に自分のめざす農業の実現に向け活動を進めていきます。

【歓迎する人材像】

- ・ 農業や各種イベントの企画立案に興味・関心のある方
- ・ 動物や昆虫、植物など自然環境に親しみのある方
- ・ 人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方
- ・ 自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方
- ・ SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

(2) 有害鳥獣被害対策

ニホンザルやイノシシなど有害鳥獣被害対策として、被害対策活動の計画、実施、指導等の他、電気柵等の設置及び指導、里山の整備、管理等を担っていただきます。また、狩猟免許を取得し下郷町有害狩猟鳥獣捕獲隊とともに活動します。

【活動例】

有害鳥獣の防除、捕獲、追払い等にかかわる業務、有害鳥獣被害対策活動の計画作成及び実施、有害鳥獣目撃通報時の聞き取り及びパトロールの実施、住民からの有害鳥獣対策相談・支援業務、電気柵設置時の作業支援、下郷町鳥獣被害対策協議会の事務局支援、研修会や町猟友会のイベント等への参加、わな猟免許又は第一種猟銃免許及び猟銃所持許可の取得、その他有害鳥獣対策に関する業務を行います。

【歓迎する人材像】

- ・ 有害鳥獣被害対策に興味・関心のある方（有害鳥獣被害対策に関する知識や経験、資格があれば尚よし）
- ・ 体力に自信のある方
- ・ 人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方
- ・ 自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方
- ・ SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

(3) 特産品開発・PR

下郷町には「そば」や「じゅうねん（えごま）」などの特産品があり、「花豆」など自然環境の変化で生産できなくなっている農作物も出てきています。町では特産作物を活用した6次化や新たな特産品の開発などを目指しており、新プロジェクトと一緒に取り組み、普及やPR活動を行います。

【活動例】

現特産品の現状把握や生産者等に対する聞き取り調査、町内の遊休農地を活用した新たな特産品の開発・研究、6次化商品開発の調査・研究、SNSやインターネット等を活用した商品のPR、特産品等を活用した食のイベントの企画運営などの業務を行います。

【歓迎する人材像】

- ・ 農業や各種イベントの企画立案に興味・関心のある方

- ・人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方
- ・自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方
- ・SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

(4) 林業振興、森林管理業務担い手

町の面積、約90%以上を森林が占めており、四季折々の豊かな自然環境を形成しております。しかしながら、当町の森林は、近年、木材価格の下落による林業の衰退や森林所有者の関心の低下による管理不足により荒廃が目立つようになってきております。森林の荒廃は、土砂災害や有害鳥獣による被害をもたらし、豊かな自然環境が失われつつあります。さらには、生活に必要な水源の枯渇など、住民の日常生活においても、様々な面で悪影響を及ぼすことが懸念されています。

そこで、森林整備のあり方や適正な森づくりを検討するとともに、森林の現状をPRする活動や森林モニターツアー、森林や木材に対するニーズや木材の販路調査等、新たな森づくりに向けた取り組みを実施します。

【活動例】

森林の荒廃状況を調査し、森林の現状を町内外に広くPRするとともに、モニターツアーを実施することで、森林に対する理解を深めます。また、町内の小中学生に対しても、森林ESD（森林の持続可能な開発を進めるのに必要な教育）として、森林内での様々な体験活動等を通じて、人々の生活や環境と森林との関係についての理解と関心を深める森林環境教育を実施します。

さらには、心を豊かにする森林空間の創出としての野外フェスやキャンプなどの企画やナラやサクラなどの木材に付加価値をつけ、販路を拡大する取組を実施します。

【歓迎する人物像】

- ・林業に興味・関心のある方
- ・人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方
- ・自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方
- ・SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

(5) 大内宿保存活用業務

重要伝統的建造物群保存地区「大内宿」では、空き家が出始めており、歴史的な建物の保存と活用が課題になっています。また大内宿の特徴でもある茅葺き屋根についても、材料の確保や職人の高齢化などの課題も出ております。これらの課題を解決すべく空き家の利活用や茅葺きの継承、大内宿の活性化に向けた保存活用業務を行います。

【活動例】

大内宿の空き家の調査、利活用に向けた調査・研究、所有者との調整、茅葺き・茅刈り等に関する調査・研究、茅葺き・茅刈り体験イベントの企画・運営、大内

宿における祭礼やイベント等の支援、SNSやインターネット等による普及啓発・広報活動を行います。

【歓迎する人物像】

- ・大内宿に興味・関心があり、専門的な知識（学芸員や宅地建物取引士など資格）を持つ方
- ・人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方
- ・自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方
- ・SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

6. 募集対象 下記のすべての要件を満たす方

- (1) 令和7年4月1日現在で、年齢20歳以上40歳以下の方（性別は問いません。）
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に現に住所を有する方で、インターン期間終了後に地域おこし協力隊として採用された場合に住民票を異動させることができる方
- (3) 心身ともに健康で隊員活動等に意欲と情熱があり、誠実に業務を遂行し、地域住民との親交を深めることができる方
- (4) 一般的なパソコン（ワード、エクセル、メール等）の操作ができる方
- (5) 普通自動車運転免許を所持し、日常的な運転に支障のない方
- (6) 地域おこし協力隊活動期間終了後も、下郷町への定住の意志がある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

〈参考〉地方公務員法抜粋

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7. 任用期間・任用形態等

(1) 任用期間

任期は任用日から3か月以内とします。

(2) 任用形態

下郷町との雇用関係はなく、下郷町地域おこし協力隊インターンとして委

嘱します。

8. 活動条件等

(1) 報償費

日額 12,000 円

(2) 活動時間等

原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（昼休憩 1 時間含む）とし、活動時間は週 37 時間 30 分以内の勤務とします。

(3) 待遇、福利厚生

社会保険（雇用保険、厚生年金保険、健康保険）の加入はありません。万が一、活動中に怪我や病気等にあわれても自己責任となります。必要な方はご自身で保険等へ加入してください。

(4) その他

上記（1）報償費以外の支給はありませんので、居住場所にかかる家賃や活動経費については、本人負担となります。

9. 応募手続

(1) 応募受付期間

令和 7 年 1 月 17 日（金）から令和 7 年 2 月 28 日（金）までとします。

(2) 提出書類（各 1 部、提出いただいた書類は返却いたしません。）

ア 下郷町地域おこし協力隊インターン応募用紙（写真貼付）

イ 住民票（抄本）

ウ 普通自動車運転免許証の写し（表裏両面）

(3) 提出方法（郵送または持参）

持参の場合、受付時間は土日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

10. 選考方法

(1) 第 1 次選考（書類審査）

応募用紙等をもとに書類選考を行います。結果は、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に、第 2 次選考（面接等）を行います。2 次選考の詳細については、第 1 次選考結果通知の際、合格者にお知らせします。なお、選考結果は文書で通知します。

(3) その他

応募に係る経費（書類審査、面接試験に伴う交通費等）は、すべて応募者の負担となります。

11. その他

(1) 地域おこしインターンとして採用された場合であっても、インターン期間終了後の地域おこし協力隊としての採用が確約されるものではありません

のでご注意願います。

(2) 令和7年度予算成立前のため、内容が変更される場合があります。

12. 応募先・お問い合わせ

〒969-5345 福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石 1000 番地

下郷町役場 総合政策課 企画政策係

TEL:0241-69-1144 FAX:0241-69-1167

メール:kikaku_01@town.shimogo.fukushima.jp

参 考

【地域おこし協力隊】

地域おこし協力隊インターン終了後に、地域おこし協力隊に採用された場合の要件等は以下のとおりとなります。

1. 地域おこし協力隊採用予定

地域おこし協力隊インターン終了後

2. 活動地域

福島県南会津郡下郷町内

3. 業務内容

地域おこし協力隊インターン時の業務を継続

4. 任用期間・任用形態

(1) 任用期間

任用された日から令和8年3月31日までとします。ただし、活動実績等を踏まえ、年度ごとに雇用延長し、任用された日から最長3年間を限度に再任します。

ただし、地域おこし協力隊員として相応しくないと判断した場合は、雇用期間中であっても任用を取り消すことがあります。

(2) 任用形態

下郷町の会計年度任用職員（パートタイム）として採用します。

5. 勤務条件

(1) 報酬

月額 175,000 円＋期末手当

報酬額は会計年度任用職員の規定の改正などにより変更になる場合があります。

また、月額報酬に加え、期末手当が在職期間により付与されます。

(2) 勤務時間等

原則として、午前8時30分から午後5時まで（昼休憩1時間含む）とし、

勤務時間は週37時間30分の勤務とします。

ただし、活動内容によって平日の夜間、土曜日、日曜日、祝日に勤務となる場合には、出勤時間をずらしたり、振替で休みを取ったりすることが可能です。また、勤務時間外に勤務した場合は、予算の範囲内で時間外勤務手当も支出します。

【勤務を要しない日（休日）】

土日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

(3) 休暇等

年次有給休暇10日間（最大）及び、夏季休暇3日間

(4) 待遇、福利厚生

社会保険（雇用保険、厚生年金保険、健康保険）に加入します。

ただし、社会保険料等の本人負担分は報酬から差し引かれます。

(5) その他

ア 居住場所にかかる家賃は、予算の範囲内において町が補助します。ただし、転居費用、生活備品、光熱水費は個人負担とします。

イ 活動に必要な自動車、パソコン等を借上げする場合は費用を補助します。

ウ 活動に必要な携帯電話（スマートフォン）は貸与します。通信料も町で負担します。

エ 生活支援及び活動に係る経費については、予算の範囲内で町が補助します。

オ 活動の妨げにならない範囲において、副業が認められます。